

令和
2年度

地元で使って地元を支える！

桐生応援プレミアム商品券

取扱店募集！

新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が冷え込む中、消費を喚起・下支えするため、過去最大となる40%のプレミアム率を設定した商品券を発行します。また、子育て世帯に対し、中学生以下の子供1人あたり5,000円分の同商品券を配布します。

取扱店の登録を希望する事業者は下記及び募集要領をご確認のうえ、申込書に必要事項を記入し、桐生市商工振興課にお申し込みください。

なお、感染症予防の観点から、可能な限り、郵送、ファクシミリまたはEメールでのご提出について、ご協力をお願いします。

(詳細は募集要領をご参照ください)

取扱店の参加資格

※ 登録料及び換金手数料は無料

以下を全て満たす事業所が対象となります。

- 桐生市内に店舗、事業所等を有する事業者
- 風営法第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める事業者でないこと
- 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと
- 暴力団や暴力団員、暴力団員と関係を有しないこと

(詳細は募集要領をご参照ください)

注意事項（必読）

- 大型店（大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積が1,000㎡を超える小売店）を含めた全ての取扱店で使用できる「一般店・大型店併用券」と、大型店以外の取扱店で使用できる「一般店専用券」があります。
- 商品券は現金同様に取扱い、額面分の商品、サービス等の提供を行ってください。
- つり銭は出しません。また、商品券の交換、譲渡、売買及び再利用はできません。
- 利用期間を過ぎた商品券は無効となりますので、十分お気を付けてください。
- 利用者から受け取った商品券には、裏面に取扱店名の記入又は押印をしてください。
- 他店名の記入又は押印されている商品券は受け取りを拒否してください。
- 偽造等の不正の疑いがあるときは、受け取りを拒否し、商工振興課に連絡してください。
- 一度に不自然な枚数の大量使用があった場合は、その場で商工振興課に連絡いただくか、利用者に身分証明書の提示を求め、後日、住所と氏名を商工振興課に連絡してください。
- 桐生市が配布する取扱店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示してください。

◇ 桐生応援プレミアム商品券事業概要 ◇

	地域経済応援事業分	子育て世帯応援事業分
発行数	40,000セット（券額面5億6,000万円分）	11,500セット（券額面5,750万円分）
セット内容	券面額14,000円（10,000円で販売） ・一般店・大型店併用券1,000円券×4枚 ・一般店専用券1,000円券×10枚	券額面5,000円（子育て世帯に配布） ・一般店・大型店併用券1,000円券×2枚 ・一般店専用券1,000円券×3枚
利用期間	令和2年7月末～令和2年11月末（予定）	
利用対象	消費者に直接提供できる商品・サービス等。ただし、以下には使用できません。	

使用不可の例

不動産、金融商品、たばこ、有価証券、プリペイドカード・切手等の金券類や換金性の高い商品、介護保険や医療保険などの一部負担金、風営法第2条第1項第4号及び第5号並びに第5項に定める営業への支払い、公共料金(税・電気・ガス・水道等)、取扱店自らの事業上の取引、現金との換金、金融機関への預け入れ、特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの、その他、商品券の支払いに桐生市が適当と認めないもの。

お問合せ先

桐生市商工振興課

〒376-8501 桐生市織姫町1-1

電話：0277-46-1111（内線：563、564、582）

ファクシミリ：0277-43-1001

メールアドレス：shohinken2020@city.kiryu.lg.jp